

令和2年第4回清瀬市農業委員会会議録

令和2年10月20日午前9時00分から午前9時20分、健康センター会議室において、清瀬市農業委員会を開催した。

- | | | | | | | | |
|---|------|--------|-----|-----|------|----|----|
| 1 | 出席委員 | 会 長 | 第9番 | 松村 | 俊夫 | | |
| | | 会長職務代理 | 第3番 | 小寺 | 正明 | | |
| | | 第1番 | 村野 | 和博 | 第2番 | 西川 | 幸広 |
| | | 第4番 | 齊藤 | 正樹 | 第5番 | 金子 | 住晴 |
| | | 第6番 | 並木 | 浩 | 第7番 | 石井 | 啓介 |
| | | 第8番 | 増田 | 武 | 第10番 | 内野 | 悦二 |
| | | 第11番 | 横山 | 眞一 | 第12番 | 村野 | 正明 |
| | | 第13番 | 後藤 | 由美子 | 第14番 | 金子 | 廣明 |

2 議長 松村 俊夫(会長)

3 書記 木村広昇・中野正明・矢吹潤平

- 4 付議事項 (1) 相続税納税猶予制度に関する「適格者証明願」について
(2) 相続税納税猶予制度に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」
(3) 「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」について
(4) 農地法関係〔4・5条関係〕
(5) その他

議 長 おはようございます。今週は来年2月に行われる農業者大会の後継者顕彰の現地調査が行われました。2人の農業者が現地調査の対象になりました。2人とも大変立派な回答をしてらっしゃいましたので、希望があるのかなと思います。来週においては企業的農業経営者顕彰の現地調査が行われます。また先日行われた職務代理部会長研修におきましても、新しい農業委員会になってからですが大変立派な報告がありました。当市においても私と事務局の矢吹の方で中学生職場体験、及び農地パトロールに関する報告をさせていただきました。また今月は東京都の各会長の会長研修も控えています。また来月においては、東京都農業感謝祭が大國魂神社で行われます。また農業委員さんにおいては、来月6日の日に、JAで行われます、地区別検討会の方に出席をお願いいたします。それでは第4回の清瀬市農業委員会を行いたいと思います。本日は委員14名中14名の出席

となっております。会議規則第6条の規定により過半数を満たしておりますので、本日の総会は成立いたします。会議を開催するにあたり議事録署名委員を指名させていただきます。第7番委員の石井委員、第8番委員の増田委員となっております。よろしくお願ひいたします。議案第1号、相続税納税猶予に関する適格者証明願を議題とさせていただきます。事務局より、議案の朗読と説明をお願いしたいと思います。

事務局 はい。議案第1号 相続税納税猶予制度に関する適格者証明願の説明をいたします。農地を相続した場合、農業経営の継続の支援をするため、税務署で相続税納税猶予制度を申し込む際に必要となる証明書です。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。1件目 土地の表示 中里一丁目1629番1、地目 畑、地積1,000㎡、他8筆、合計12,026㎡。以上でございます。

議長 只今、事務局で朗読説明がございました。増田委員、事務局より、説明をお願いします。

増田委員 10月15日に現地調査を行いました。この農家は篤農家でありまして、問題ありませんが、農地に桜の木がありましたので、伐採するようにしました。また道路沿いには高さ2mぐらいの緑色のフェンスが70m～80mぐらい長さがあります。学道と住宅があるので農薬散布の防止、土埃対策のためとのことですが、しっかりした土台が点々と続いておりますが問題ないでしょうか。

議長 事務局から説明をどうぞ。

事務局 申請者のお話を聞く限り、農業用のみで汎用性のないものと思われました。近隣市に聞いたところ、フェンスの杭も納税猶予の対象にしてしまっている。また税務上では農地とのことでした。農業会議に聞きましたら、農地に含めて問題ないとの回答を頂きました。

事務局長 補足します。農地の中にフェンスの杭が含まれてしまいます。固定資産税上は農地の一体としてみるとの事でした。近隣市と農業会議に確認したら、問題ないと回答を得ています。あと以前に中清戸の園芸農家の時も同じくフェンスがありました。この時の材質は違いましたが農地としました。特に問題ないと認

識しております。

議 長 私からも付け加えさせていただきます。これまでは、電柱の杭やお稲荷様等など適格者証明の面積から引くこととなっていました。あと看板についてはその基礎部分を面積から引いていました。今回の案件については、基礎部分がしっかりした土台のため、このようなケースは構築物にあたるのか、その汎用がいかにかに適用されるか微妙なところですから事務局に、近隣市、農業会議に聞くように指示しました。そして、このような対応をさせていただきます。構築物か農業用施設であるかは重要な問題です。いかがですか、何か質問ありますか。

委 員 特になし

議 長 それでは承認させていただきます。議案第2号 相続税納税猶予制度に基づく、「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」を議題とさせていただきます。事務局より、議案の朗読と説明をお願いしたいと思います。以上です。

事務局 はい。こちらは相続税納税猶予制度を適用された方が、3年ごとの報告を税務署に行く際に必要な書類になっております。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

1 件目 申請年月日 令和2年9月16日、申請回数3回目。
2 件目 申請年月日 令和2年9月16日、申請回数9回目。
3 件目 申請年月日 令和2年9月25日、申請回数7回目。
4 件目 申請年月日 令和2年9月30日、申請回数7回目。
5 件目 申請年月日 令和2年10月8日、申請回数2回目。
以上でございます。

議 長 只今、事務局で朗読説明ございました。担当地区の委員さんが現地を確認しておりますので、報告をお願いします。

1 件目、横山委員よりお願いいたします。

横山委員 申請者は篤農家ではありまして、一部草が生えていましたが、その後改善されましたので問題ありません。以上です。

議 長 2 件目、内野委員よりお願いいたします。

内野委員 申請者は耕作されており問題ございません。

議 長 3件目、齊藤委員よりお願いいたします。

齊藤委員 9月30日に現地調査を行いました。畑は問題なく綺麗でした。以上です。

議 長 4件目、内野委員よりお願いいたします。

内野委員 申請者はしっかり耕作されており、問題ありませんでした。

議 長 5件目、増田委員よりお願いいたします。

増田委員 矢吹さんと現地を確認しました。篤農家であり、全く問題ありません。以上です。

議 長 只今担当委員より説明がございました。各委員何か質問はありますでしょうか。

委 員 異議なし。

議 長 それでは、異議なしという事で承認させていただきます。議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」を議題とさせていただきます。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。こちらは、生産緑地の買取り申出を行う場合、こちらの証明書が必要になります。それでは読み上げさせていただきます。届出者の住所氏名等は省略させていただきます。
1件目 土地の表示 中里一丁目1628番、地目 畑、地積 2,353㎡、他3筆、合計4,996㎡。買取申出事由 死亡のため。以上でございます。

議 長 こちら、死亡でございます。何か質問はございますか。

委 員 特になし。

議 長 それでは、承認させていただきます。議案第4号、農地法関係「4・5条関係」についてを議題とさせていただきます。4条2件の専決処理報告を事務局より、お願いいたします。

事務局 はい、それでは農地法第4条1項8号の規定による自己による農地転用の届出、専決処理報告をさせていただきます。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。受付期間は9月11日から10月9日までとなっております。

1件目、土地の表示 中里三丁目906番11、地目 畑、地積 16㎡、転用の目的 住宅用地、9月24日 受付、10月2日 処理。

2件目、土地の表示 上清戸一丁目428番1、地目 畑、地積 606㎡、他1筆、合計 877㎡、転用の目的 戸建て建築、9月25日 受付、10月2日 処理。

以上でございます。

議長 質問等がございますか。

委員 特になし。

議長 以上が4条の報告です。農地法第5条2件の専決処理報告を事務局より、お願いします。

事務局 はい、それでは農地法第5条第1項第7号の規定による権利移動を伴う農地転用の届出、専決処理報告をさせていただきます。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。受付期間は9月11日から10月9日までとなっております。

1件目、土地の表示 中清戸四丁目1147番、地目 畑、地積 875㎡、他6筆、合計 4,545㎡、転用の目的 戸建建築販売、10月6日受付、10月8日処理。

2件目、土地の表示 中清戸四丁目1149番、地目 畑、地積 576㎡、他2筆、合計 1,953㎡、転用の目的 戸建建築販売、10月6日受付、10月8日処理。

以上でございます。

議長 各委員は何か質問がございますか。

委員 問題ありません。

議長 以上が報告です。議案第5号、その他を議題とさせていただきます。

(1) 会議等の報告について。

①北多摩地区農業委員会連合会理事会。令和2年10月6日

(火)午後2時より清瀬市役所にて行われました。参加者は私

と事務局です。

②会長職務代理研究集会。令和2年10月14日（水）午後2時より昭島市民会館にて行われました。参加者は私（会長）、職務代理、農地部会長、事務局です。事務局より報告をお願いします。

事務局

令和2年10月14日に昭島市民会館にて会長職務代理研究集会が行われました。はじめに角田専務理事より、東京の農業における農業委員会の役割の説明がありました。その後、町田市農業委員会吉川会長より、都市農地等の経緯と町田市農業委員会の活動の説明がございました。その後、清瀬市、国分寺市、瑞穂町、武蔵野市、東村山市より農業委員会活動の報告がございました。清瀬市では、中学生の職場体験と農地パトロール、緑肥の配布事業の説明を行いました。以上です。

議長

ただいま報告がございました。清瀬市は報告をしましたが、清瀬市のみパワーポイントを使わずに報告を行いました。次回はパワーポイントを用意していただければと思います。

(2) 会議等の日程について報告させていただきます。

①農業委員会会長研究集会。令和2年10月28日(水)から29日(木)。場所は京都府京都市と京田辺市です。参加者は私、事務局長です。

②令和2年度東京都農業感謝祭。令和2年11月18日(水)午前9時より、大國魂神社にて行われます。参加者は私です。今年度は下清戸の荒井さんが内田農業振興会の賞を受賞されるわけです。

③第5回清瀬市農業委員会。令和2年11月24日(火)午前9時より、清瀬市健康センターにて行われます。参加者は農業委員全員と事務局になります。

以上が会議等の日程でございます。質問等がありますか。

委員

特になし。

事務局

事務局はありません

議長

特にないようですので、終了したいと思います。

職務代理

慎重審議ありがとうございます。以上をもちまして、第4回清瀬市農業委員会閉会致します。お疲れさまでした。

以上会議の顛末を記載し相違ないことを証する為、これを署名捺印する。

議 長 (松村 俊夫)

署名委員 (第7番) (石井 啓介)

署名委員 (第8番) (増田 武)